

保護者 様

東京都立葛飾野高等学校長

学校感染症と出席停止について

下記の感染症は、学校保健安全法で定められた学校感染症です。感染症にかかった場合は出席停止扱いになります。医師の指示等により登校を再開する際には、「登校届」を保護者の方がご記入の上、「医療機関の領収書の写し」または「処方薬の説明書の写し」等を添付して担任へご提出ください。医療機関で「診断書」等を発行してもらう必要はありません。なお、この用紙は本校 HP からダウンロードできます。

学校感染症の種類と出席停止期間の目安 (学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条)

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあつては、3 日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\*症状が発現した日を0日として数えます。  
 \*第二種の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではありません。  
 ..... キリトリ .....

登校届 ◎証明書は登校時にお子さんから担任に提出してください。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

感染症名: \_\_\_\_\_ 発症日: 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

出席停止期間: 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

受診医療機関名: \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_